

『医療法人等に係る課税所得金額の計算書（所得配分方式）』記載要領

高知県

この計算書は、地方税法第72条の23第2項の規定の適用を受ける次の医療法人等が、法人事業税の確定申告書又は修正申告書を提出する際に、課税所得金額を所得配分方式で算定する場合に、地方税法施行規則第6号様式別表5の明細書として作成し添付してください。

- 医療法第39条に規定する医療法人
- 租税特別措置法第67条第1項（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受けない医療法人
- 医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会

【所得配分方式】

医療保険業等を通じて算定した所得等を社会保険診療収入とその他の収入金額の割合であん分したうえで、社会保険診療に係る所得等を算定し、医療保険業を通じて算定した所得等から当該所得等を控除して課税標準とすべき所得等を算定する方法。

【添付書類】

この計算書の提出にあたっては、次の各書類を添付してください。

- (1) 貸借対照表、損益計算書
- (2) 法人税法施行規則別表四
- (3) 雑収入の内訳書
- (4) 除外収入の明細書（別記1-1又は任意様式）

【記載方法】

この計算書は、以下の記載要領に従って記載してください。

まず、先に「Ⅱあん分計算の基礎となる収入金額の明細」を作成してから、「Ⅰ社会保険診療に係る課税除外所得金額等の計算」を作成します。

〔注意事項〕

法人税法施行規則別表四で加算又は減算した収入金額は損益計算書の各勘定科目ごとの収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。

法人税の修正申告、更正・決定により加算又は減算された収入金額についても、損益計算書の各勘定科目ごとの収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。

【記載要領】

I 社会保険診療に係る課税除外所得金額等の計算

欄	記載の仕方及び留意事項
「計算の基礎となる所得金額①」	地方税法施行規則第6号様式別表5の「所得金額に関する計算書」の「再仮計⑩」欄の金額を記載します。(欠損金額である場合は、金額の頭に△印をつけ記載します。)
「土地等の譲渡がある場合の土地等譲渡所得金額②」	<p>①欄の所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を含む。）の譲渡損益がある場合には、土地等の譲渡収入から取得価格及び譲渡費用を控除した土地譲渡所得金額を記載します。</p> <p>ただし、土地の譲渡益等には、法人税法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損益算入）又は租税特別措置法第3章第6節（資産の譲渡の場合の課税の特例）の規定により損金の額に算入した部分の金額は含めません。</p> <p>また、有価証券売却益、贈与・寄付金・受贈益等の収入がある場合、軽微なもの（収入金額が医療保健業の総収入金額の1割以下）を除き、②欄へ記載します。</p>
「土地等譲渡所得を控除した所得金額③」	上記「①－②」の金額を記載します。
「社会保険診療等に係る収入金額④」	「Ⅱあん分計算の基礎となる収入金額の明細」の（ア）欄の金額を転記します。
「医療保険業に係る総収入金額⑤」	「Ⅱあん分計算の基礎となる収入金額の明細」の（ウ）欄の金額を転記します。
「医療保健業以外の事業を行っている場合のその収入金額⑥」	<p>原則として医療保健業以外の事業を行うことが認められている特別医療法人、医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会が行う医療保健業以外の事業に係る収入金額を記載します。</p> <p>医療保健業以外の事業が社会通念上独立した事業部門と認められない程度の軽微なもの（収入金額が医療保健業の総収入金額の1割程度以下）で、医療保健業の付帯事業として行われている場合は、「Ⅱあん分計算の基礎となる収入金額の明細」の「社会保険診療分を除く医療保健業に係る収入金額」の「その他の付帯事業・付随収入」に記載します。</p>

欄	記載の仕方及び留意事項
⑦～⑩	<p>医療保健業以外の事業は行っていない場合</p> <p>ア. ⑥、⑧、⑨、⑩の欄は記載不要です。</p> <p>イ. ⑦欄に次の計算式で算出した金額を記載します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\frac{\text{③土地等譲渡所得を控除した所得金額}}{\text{⑤医療保健業に係る総収入金額}} \times \frac{\text{④社会保険診療等に係る収入金額}}{\text{⑤医療保健業に係る総収入金額}}$ </div> <p>医療保健業と医療保健業以外の事業を併せて行っている場合</p> <p>1. 各々の所得を区分算定している場合</p> <p>ア. ⑨欄に区分算定している医療保健業の所得金額を記載します。</p> <p>イ. ⑩欄に「③－⑨」の金額を記載します。</p> <p>ウ. ⑦欄に次の計算式で算出した金額を記載します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\frac{\text{⑨ 区分算定している場合の医療保健業の所得金額}}{\text{⑤医療保健業に係る総収入金額}} \times \frac{\text{④社会保険診療等に係る収入金額}}{\text{⑤医療保健業に係る総収入金額}}$ </div> <p>2. 各々の所得を区分算定していない場合</p> <p>ア. ⑧欄に次の計算式で算出した金額を記載します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\frac{\text{③土地等譲渡所得を控除した所得金額}}{\text{⑤医療保健業に係る総収入金額}} \times \frac{\text{⑤医療保健業に係る総収入金額}}{\text{⑤医療保健業に係る総収入金額} + \text{⑥医療保健業以外の事業を行っている場合のその収入金額}}$ </div> <p>イ. ⑩欄に「③－⑧」の金額を記載します。</p> <p>ウ. ⑦欄に次の計算式で算出した金額を記載します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\frac{\text{⑧ あん分計算により算定した医療保健業の所得金額}}{\text{⑤医療保健業に係る総収入金額}} \times \frac{\text{④社会保険診療等に係る収入金額}}{\text{⑤医療保健業に係る総収入金額}}$ </div> <p>(注意) <u>1円未満の端数がある場合は、最後に切り捨てます。</u></p>

II あん分計算の基礎となる収入金額の明細

欄	記載の仕方及び留意事項
「社会保険診療等に係る収入金額（ア）」	<p>地方税法第72条の23第3項に規定する、社会保険関係各法に基づく給付又は医療、介護、助産若しくはサービスについて支払いを受けるべき次の金額を適用された各法律ごとに記載します。</p> <p>ア. 保険者から支払いを受けるべき金額（査定損益については、通知のあった事業年度の収入金額に加算又は減算します。）</p> <p>イ. 被保険者から支払いを受ける一部負担金（入院時食事療養費、家族療養費、訪問看護療養費等に相当する分を含みます。）</p> <p>ウ. 社会保険各法に係る医療費を被保険者に代わって、県・市町村等から支払いを受けた金額</p>
「医療保健業に係る総収入金額（ウ）」	<p>「社会保険診療等に係る収入金額（ア）」＋「社会保険診療分を除く医療保健業に係る収入金額（イ）」の金額を記載します。</p>
「社会保険診療分を除く医療保健業に係る収入金額（イ）」	<p>「社会保険診療等に係る収入金額（ア）」以外の収入金額を各項目ごとに記載します。いずれの項目にも該当しないものは、空欄を使用して記載します。</p> <p>次の項目については、当該収入金額に含みません。</p> <p>ア. 特定の補助金及び助成金（国、地方公共団体及び国、地方公共団体が出資している公共、公益法人等からの、託児施設整備費補助金等施設整備に対する補助金又は助成金、雇用に対する補助金、借入に対する助成金）</p> <p>イ. 利子・配当等収入（受取配当等で法人税法上、益金不算入とした金額）</p> <p>ウ. 生命保険金、損害保険金（生命保険又は損害保険の保険金のうち事故当事者又は親族への支払い額に相当する金額）（保険金で取得した固定資産等の圧縮記帳により損金に算入された金額に相当する金額）</p> <p>エ. 印紙等販売手数料（販売金額が売上原価を超えないもの）</p> <p>オ. 保険解約、満期返戻金（損害保険、生命保険の解約又は生命保険の満期返戻金など払い込み保険料が返戻されたもの）</p> <p>カ. 従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入（従業員から経費に相当する分として徴収している使用料及び食事代等の収入金額）</p> <p>※ 経費相当分（実費）を超えているもの、役員（役員報酬を受ける者）から徴収する場合は「社会保険診療分を除く医療保健業に係る収入金額」に含める。</p> <p>キ. 保育料収入（従業員が預けて保育料を支払ったもの）</p> <p>ク. 棚卸資産の仕入割戻</p> <p>ケ. 現金過不足</p> <p>コ. 償却資産の売却益（取得価格を超える部分を除く）</p> <p>サ. 各種引当金及び準備金の繰戻額</p> <p>シ. 租税の還付金（国税又は地方税に係る還付金等又は充当金）</p> <p>※ 還付加算金は含めない。</p>